

■ 押印を求める手続の見直しに関する建設業法施行規則の改正について

建設業法施行規則の一部が改正され令和3年1月1日に施行されました。

1 押印について

- (1) 建設業法施行規則の別記様式の押印は不要です。
- (2) 申請・届出については、必要書類が整っていることを確認して受付を行います。
- (3) 廃業届出書（一部廃業を含む。）については、申請者の意思による提出であることを下記2により確認します。
- (4) 行政書士が書類を作成したときは、行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、記名の上、行政書士職印を押印してください。

2 廃業届出書を提出する場合について

廃業届出書（様式第二十二号の四）も押印不要ですが、申請者の意思による提出であることを、印鑑証明書などにより確認します(P96 参照)。

法人の場合は印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）、個人事業主の場合は御本人の運転免許証の写しなど、確認ができる書類の提出をお願いします。

建設業許可申請・変更の手引（令和5年度）より抜粋